

平成24年度地域商店街活性化法に基づく認定案件の概要

1) 中小商業活力向上事業補助金 中小企業庁（北海道経産局）

① 地域商店街活性化法の認定（補助率 最大2/3）

釧路第一商店街振興組合が法の認定及び事業採択決定

（道内5件認定、5事業採択）

社会的課題 （少子化・高齢化、安全・安心、地域資源活用・農
商工連携、地域活性化、創業・人材、環境）に対
応し、集客力向上及び売上増加の効果のある取組
み支援

認定計画の概要 「コミュニティホールを核に市民生活に貢献し、か
つ持続する商店街作り事業」

・ 補助事業の概要

① 株式会社釧路第一商店街

空き店舗を活用したコミュニティホール整備・運営事業

空き店舗を改装し、地域住民が求めている「集会・交流ができる場」・「趣味を発表できる場」としてのコミュニティホールを整備する。釧路第一商店街による専門店イベントや、地域住民による趣味の発表イベントの利用を促進し、賑わいの拠点をつくる。

② 釧路第一商店街振興組合

専門店による出張イベント事業

「おいしい珈琲の淹れ方講座」や「お年寄りイキイキ化粧教室」など店舗の魅力を活かす専門店出張イベントをコミュニティホールで実施する。

コミュニティホールでのイベントに合わせて、商店街の店舗や取扱商品に関する情報発信を行う。

釧路第一商店街 商店街活性化事業計画の概要について

1. 国の計画認定等

当商店街が作成し提出した商店街活性化事業計画について、本年4月13日に、地域商店街活性化法に基づき、経済産業大臣の認定を受け、さらに5月30日には、中小商業活力向上補助金の交付決定（補助率2/3）を受けました。

2. 商店街活性化事業計画の概要（3年間の計画のうちの本年度分）

（実施主体：株式会社釧路第一商店街）

（1）幣舞ふれあいホール設置運営事業

○イーストウィンビル（旧オクノビル）の1階を賃借し、コミュニティホールを整備・運営します。出入口ロビー部分とトイレは「お休み処」として開放します。

○主な活用

- ・地域住民や商店街の会合・集会など町内会館のような活用、会議・サークル活動
- ・専門店出張イベント事業、まちなか市民イベント、まちなか冠婚葬祭での活用

（2）まちなか市民イベントの実施（実施団体に賃貸）

○高齢者や女性、一部は若年層を意識した市民イベントの開催

○具体的には、チャレンジショップ、雑貨販売、スポーツ観戦、ダンス、音楽イベント、フリーマーケットなど

（3）まちなか冠婚葬祭の実施（事業者賃貸）

○冠婚葬祭を施行する中小事業者と調整を図り、冠婚葬祭の施行

（4）産直市場等の実施（実施団体に賃貸）

○地場産品を扱う関係団体等と連携した産直市場を実施

（実施主体：釧路第一商店街振興組合）

（1）専門店出張イベント事業

○各個店が専門性を活かしたイベントを幣舞ふれあいホールで実施

○あわせて、商店街でも他の個店が店内イベントやセールを実施

○具体的には、靴や服の展示販売会、珈琲の淹れ方教室、メイク教室など

○商店街マップ付チラシも作成

（2）防災機能の整備

○災害時に6階部分を地域住民に緊急避難所として開放、防災備品を購入

（3）商店街お買い物情報発信事業の実施

○幣舞ふれあいホールに設置するモニターで各個店の情報を発信

3. 事業費（平成24年度、株式会社と組合を合わせたもの、補助対象外も含む）

○約8,700万円（うち国補助金約5,400万円、市補助金約1,300万円）